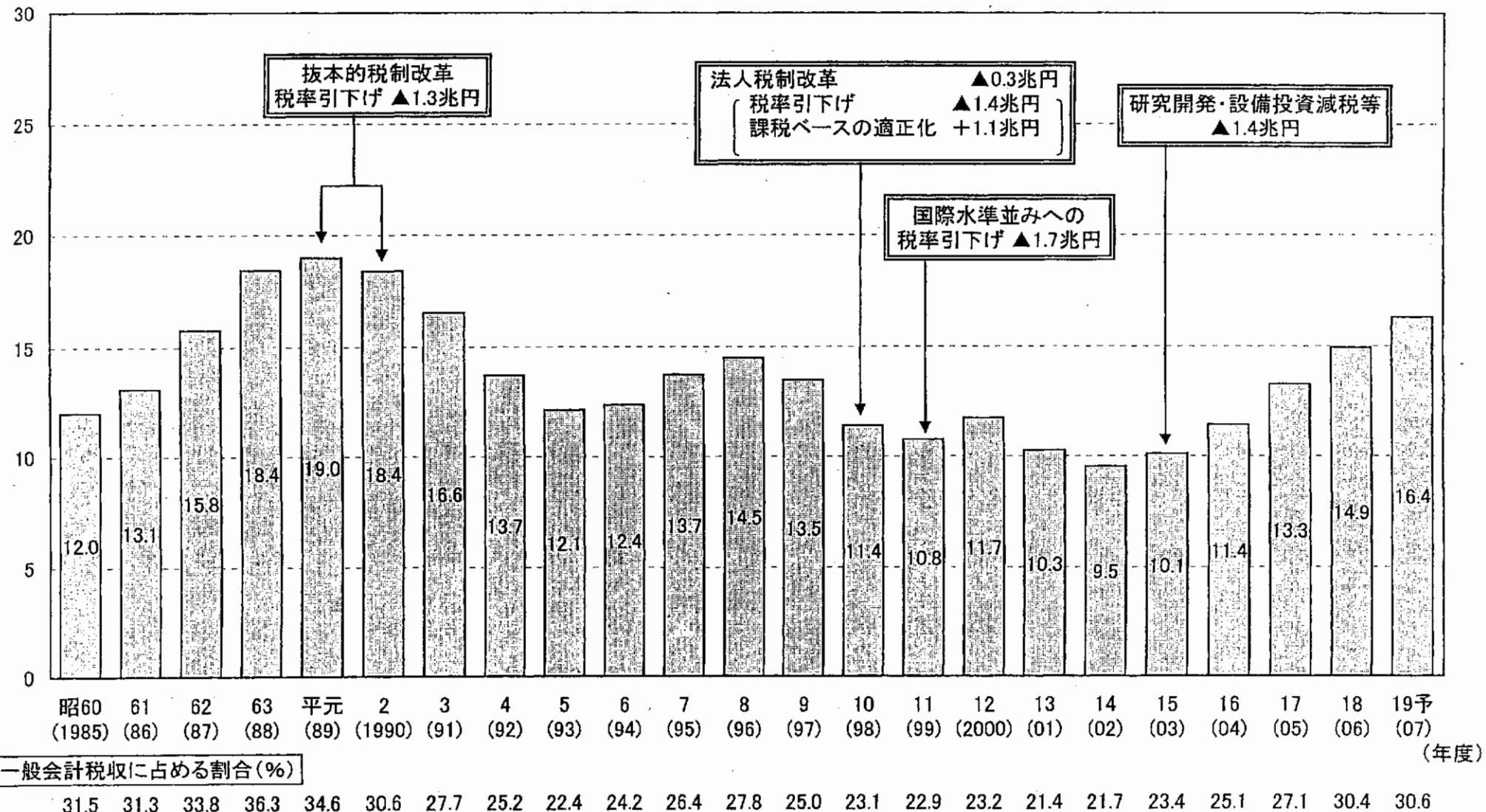


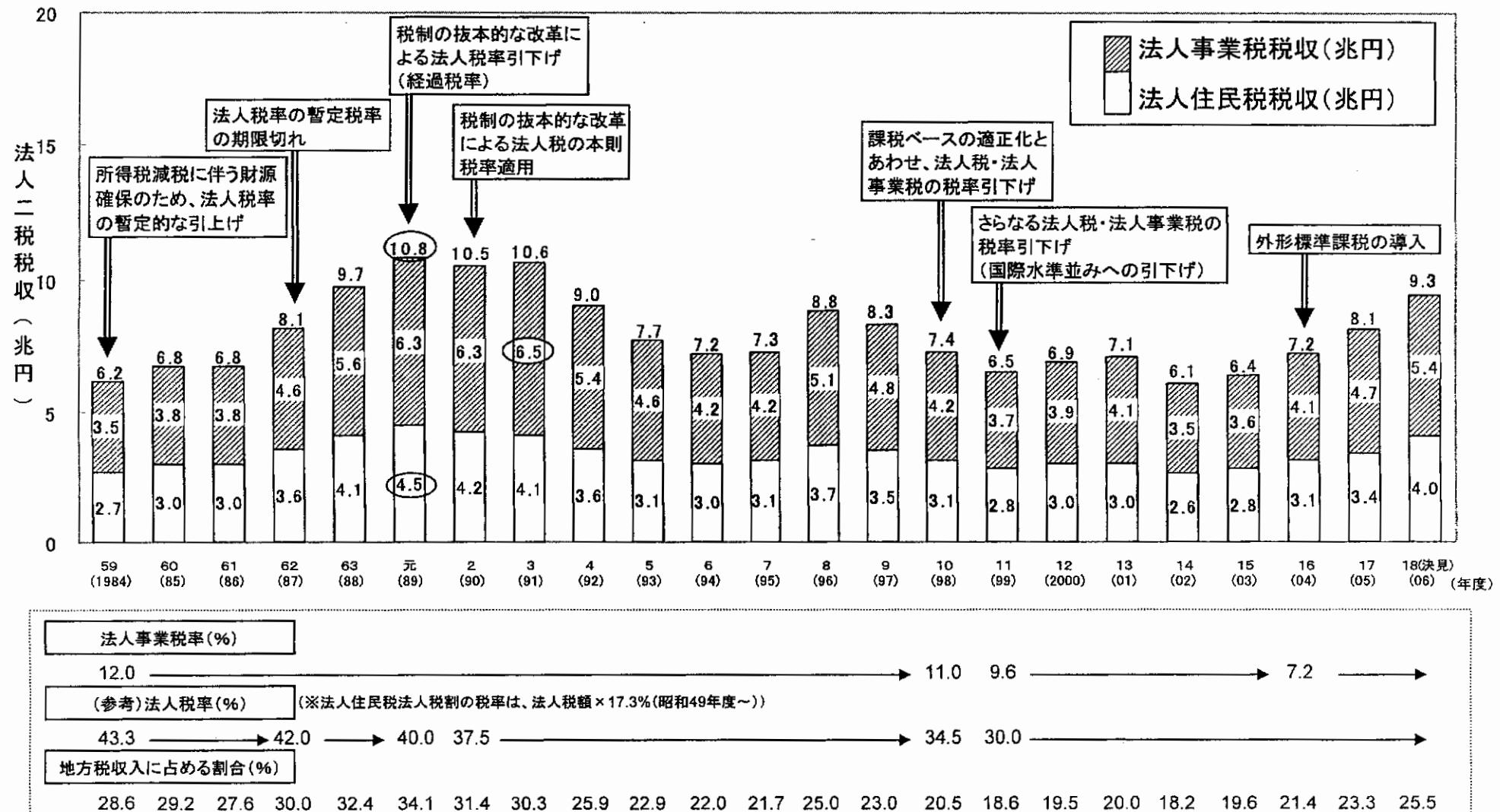
法 人 税 収 の 推 移

(兆円)



(注) 18年度までは決算額、19年度は予算額による。

法人二税(法人住民税・法人事業税)の税収の推移

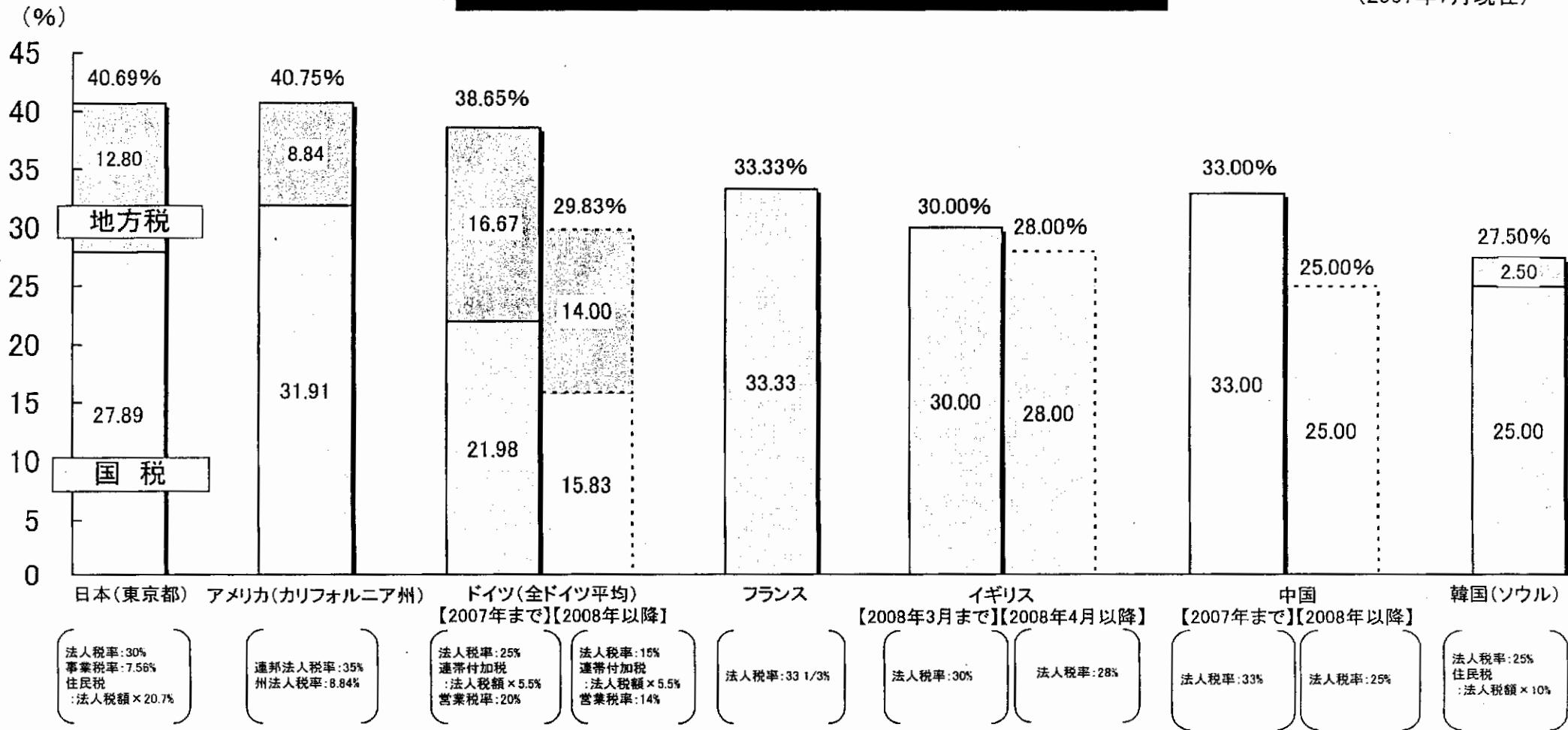


(注) 1 17年度までは決算額、18年度は決算見込額である。

2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改革の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。

法人所得課税の実効税率の国際比較

(2007年7月現在)



ドイツの法人税改革の背景

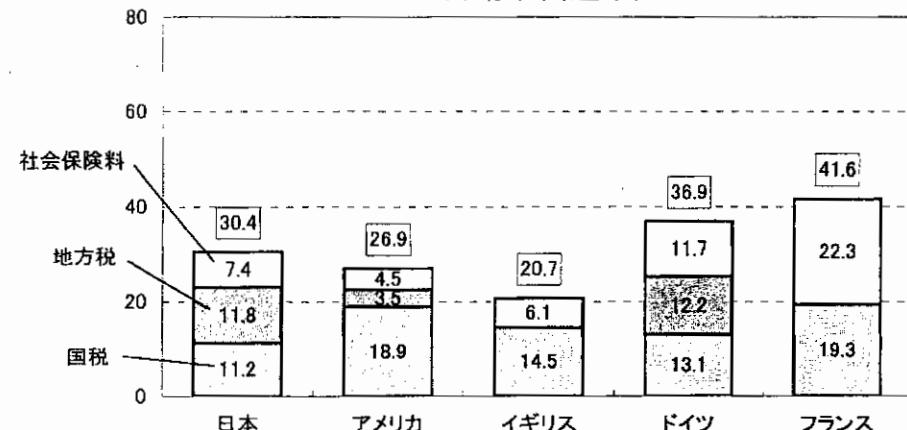
(政府税制調査会海外調査報告より抜粋)

- 今般の税制改革の主な目的は、マーストリヒト条約による財政赤字3%基準を満たすための財政健全化と、ドイツの法人税制の競争力を強化すること。まずは付加価値税の引上げに見られるように財政健全化を重視しつつ、法人税制改革において競争力に配意している。
- 予定されている法人税改革は、ドイツ国内で利益を上げているにもかかわらず、資本調達費用などとして所得を外国に移しドイツでの課税所得を小さくしている多国籍企業が多いことへの対応が重要な目的である。また、企業の資本が国内投資に向けられることで、雇用の創出や賃金の上昇、更には所得税・社会保険料の增收が期待されている。
- 法人実効税率の引下げとともに課税ベースの拡大措置をとり、減収額を抑制する。営業税については、損金算入を否認するとともに、市町村の安定財源を確保するという観点から、税率を引き下げ、増減収額をほぼ等しくしている。課税ベース拡大措置の中には、支払利子の損金算入の制限や移転価格税制の執行強化など法人所得の国外流出を抑制するという目的に沿った措置もあれば、単に增收を確保するために導入されたものもある。

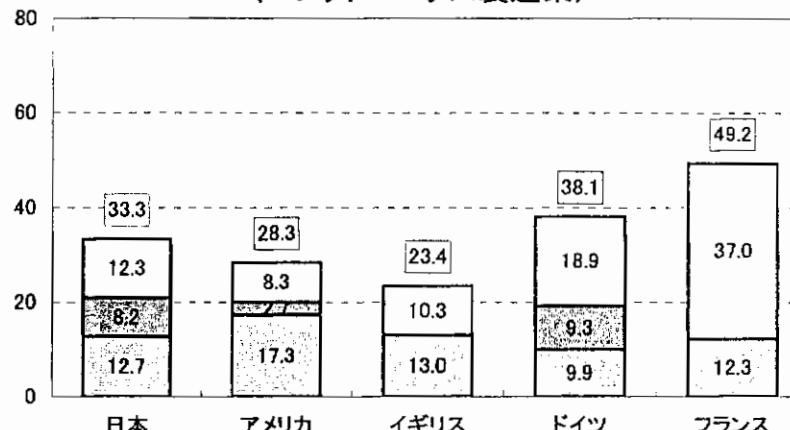
法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査

未定稿

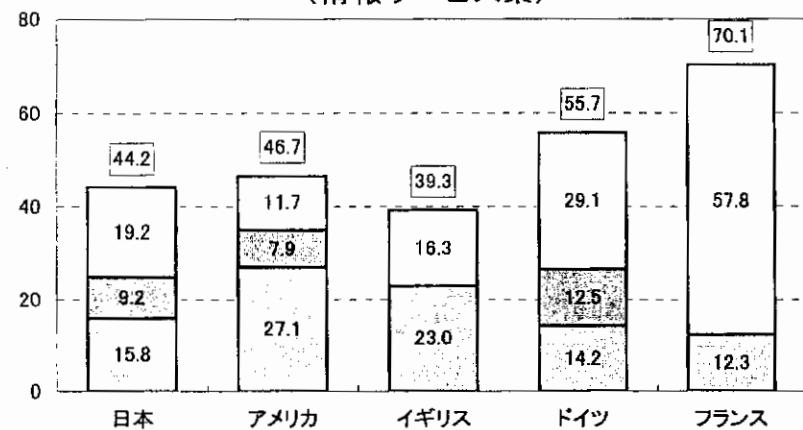
(自動車製造業)



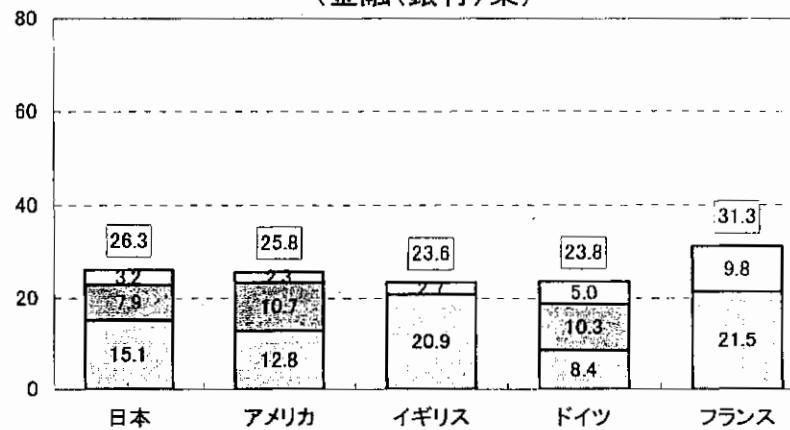
(エレクトロニクス製造業)



(情報サービス業)



(金融(銀行)業)



※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費は、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.7%であると推計されている。

【調査手法について】

- 財務省の委託によりKPMG税理士法人が試算した。
- 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保障負担の[税引前当期利益+社会保障負担]（総売上から社会保障負担以外の費用を引いた額に等しい値）に対する比率を国際比較したもの。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
- モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びテネシー州（自動車製造業）、カリフォルニア州及びニュージャージー州（エレクトロニクス製造業）、カリフォルニア州（情報サービス業）、カリフォルニア州及びニューヨーク市（金融業）、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- 各業種における我が国の売上げ上位4~5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制（国税、地方税）、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各國における企業の負担額を計算。
- 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目（試験研究費等の税額控除、受取配当益金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等）のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りとみなせる一時差異項目（貸倒引当金及び減価償却等）の影響は反映していない。
- 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
- * 前提条件の置き方によって負担は変わりうるため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

企業負担と経済活性化の関係について (調査分析部会 加藤久和専門委員報告のポイント)

○法人企業公的負担の影響についての概略的な理解

- ・ 法人所得税や社会保険料の企業負担の軽減は、利潤等のキャッシュ・フロー増加をもたらし、当該企業の設備投資促進につながる。さらに、賃金・雇用等の増加や財・サービス価格低下などを通じて労働者や消費者にもメリットを及ぼすと考えられる。
- ・ 主な影響経路は①設備投資の拡大に伴うマクロ経済押し上げ②外国企業による対内投資の促進③キャッシュ・フロー増加による賃金・配当の増加④財・サービス価格の低下等のプラス効果⑤税収減に伴う財政赤字の拡大と利子率押し上げによるマイナス効果。

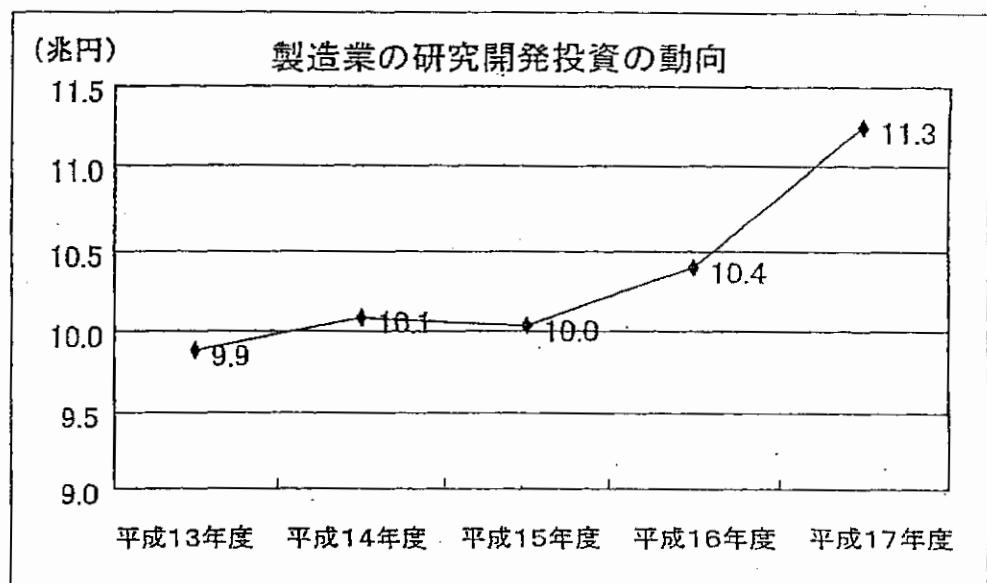
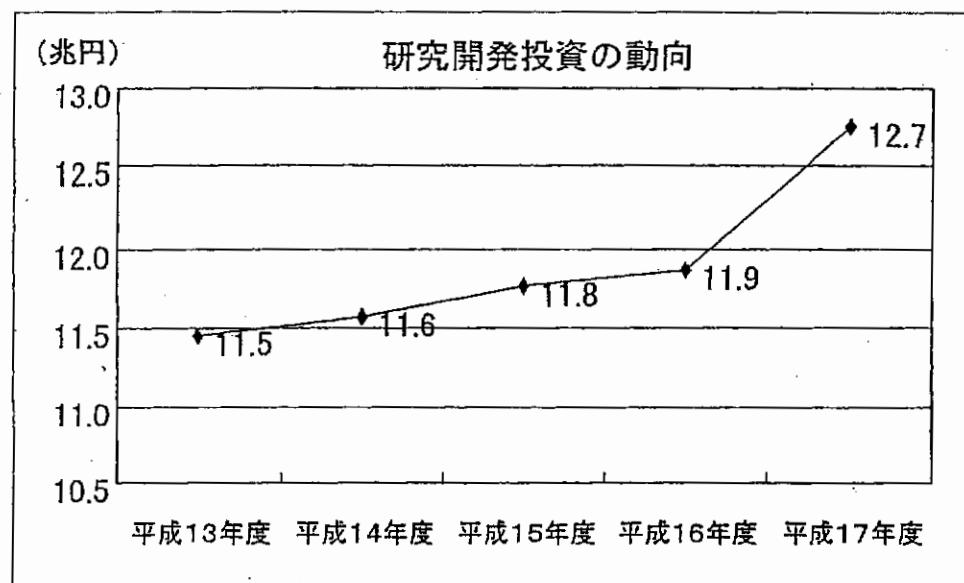
○諸研究を踏まえた留意点等

- ・ 企業負担の軽減が経済にプラスの効果を及ぼすかについては、内外で定量的な分析が蓄積されているが、ポジティブな見方とネガティブな見方に分かれている状況。
- ・ 企業負担のあり方を考えるにあたっては、以下のような観点に留意が必要。
 - ①少子高齢化・人口減少、グローバル化の進展といった経済社会のトレンドとの関連。長期的な経済活性化のためには持続的な経済成長が不可欠であり、それには経済社会のトレンドへの適切な対応が必要となる。法人企業の公的負担軽減が研究開発(R&D)投資を促す可能性や長期的に予測される国内の投資資金不足に対応するための対内投資の促進なども考慮する必要がある。
 - ②他方、法人税率引き下げによってキャッシュ・フローが増加しても、将来の需要増加などの期待がない限り、設備投資に結びつかないこともあります。また、たとえ税率が引き下げられても社会保険料雇用主負担の増加によって設備投資に結びつかない可能性もある。加えて、税収減による長期金利上昇、法人税減税が他税の増税予想をもたらす効果なども検討しなければならない。
 - ③欠損法人への影響、法人税の帰着の問題も考慮すべき点である。

○要点

- ・ 企業負担の軽減により、資本コストが下がれば、借入金利が変わらないとの前提の下では設備投資の増加につながるが、税収の落ち込みによる金利上昇といった影響経路もあることから、マクロ経済に与える影響については多角的な分析が必要。

企業による研究開発投資の動向



注)上記の研究開発投資額は、自然科学以外の分野を含む、企業による全ての研究開発にかかる投資の合計額。自然科学に限った場合、平成15年度は11.7兆円、16年度は11.8兆円、17年度は12.7兆円となる。

(出典)総務省統計局「科学技術研究調査報告」

企業税制改革：限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から

(調査分析部会 國枝繁樹専門委員報告のポイント)

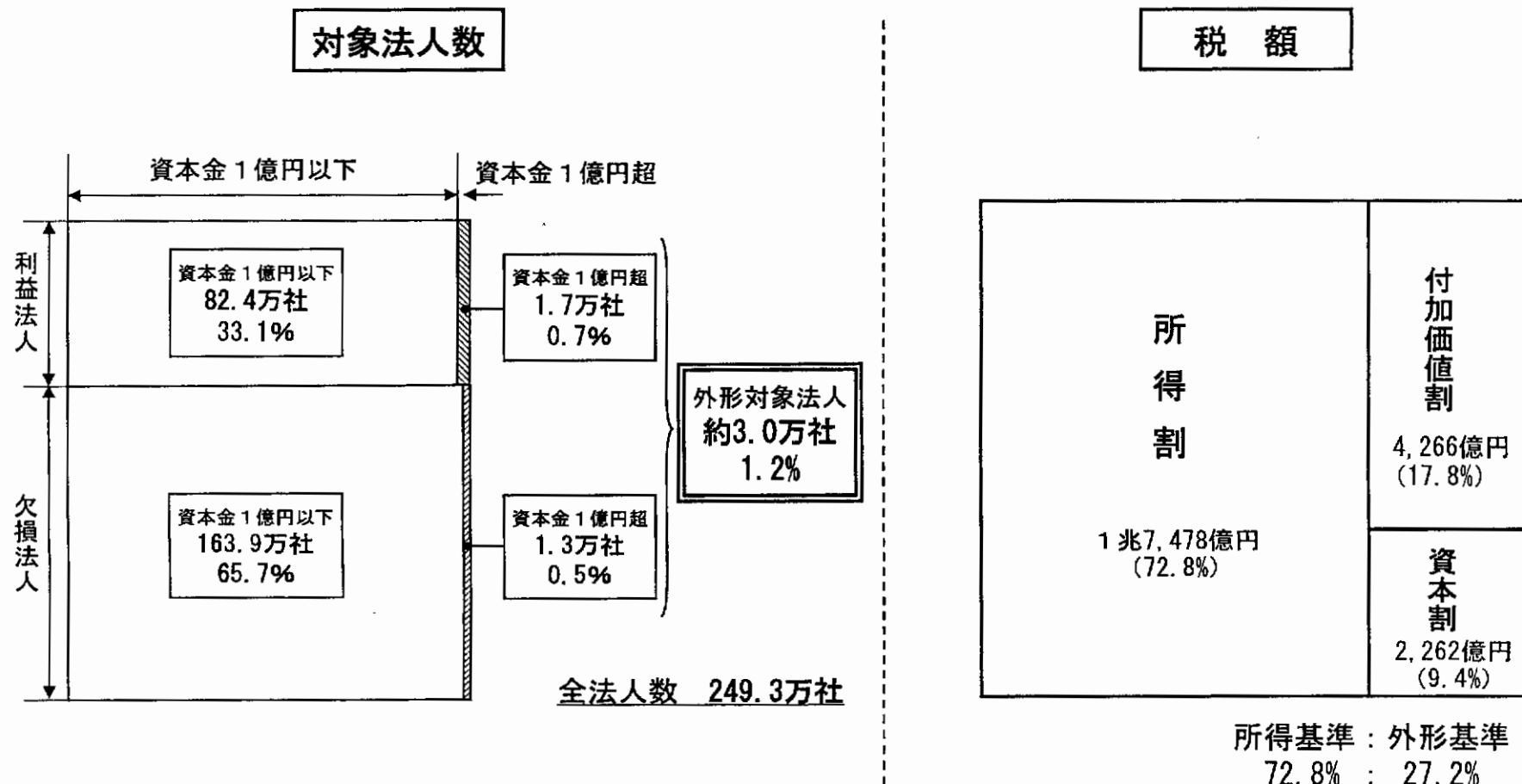
○限界税率と平均税率

- ・経済学の標準的な考え方においては、投資促進策としては限界税率の引下げが効率的とされてきたが、80年代以降、各国では課税ベースを拡大し、一定の税収を確保しながら、法定税率を引き下げている。
- ・平均税率の引下げは、既存株主への lump-sum transfer を意味することから、経済効率をむしろ低下させる側面もあるが、時間をかけて引き下げることで、そうした弊害を抑制できる。

○平均税率引下げを巡る論点

- ・流動性制約の存在が効率的投資を大きく阻害している場合には、平均税率の引下げが好ましいが、一方、フリーキヤツシユフロー仮説が当てはまる場合には、企業による非効率な過剰投資を促すため、必ずしも望ましくない。現在の日本企業は、後者の状況にあるのではないかとも考えられる。
- ・対外直接投資は様々な要因に影響を受けるが、立地選択の段階においては、平均税率が影響を与える可能性がある。ただし、欧米の実証研究ではその影響の規模について議論があるほか、我が国に関する実証研究では影響の有無について見方が分かれている。
- ・多国籍企業が世界全体の税負担の最小化を図って行う利益移転に関しても、平均税率が問題となり、実証研究においても、低率国へ利益移転を行うことが確認されている。利益移転への対抗措置が十分機能しない場合には、平均税率の引下げにより、自国外への利益移転を防止しようとする国も現れることになる。

外形標準課税導入初年度の実績

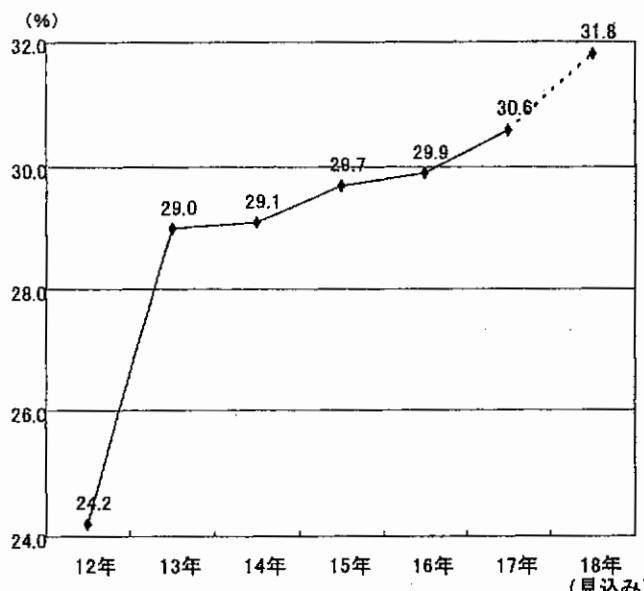


- (注) 1 法人数は、平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成17年度道府県税の課税状況等に関する調」による。
- 2 税額は、平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った外形標準課税対象法人(28,158社)を集計した値である。
平成17年2月及び3月に決算を行った法人のうち一部については、平成16年3月31日以前開始の事業年度であるため、外形標準課税の対象に含まれていない。
- 3 数値は速報値であり、精査により異動することがある。

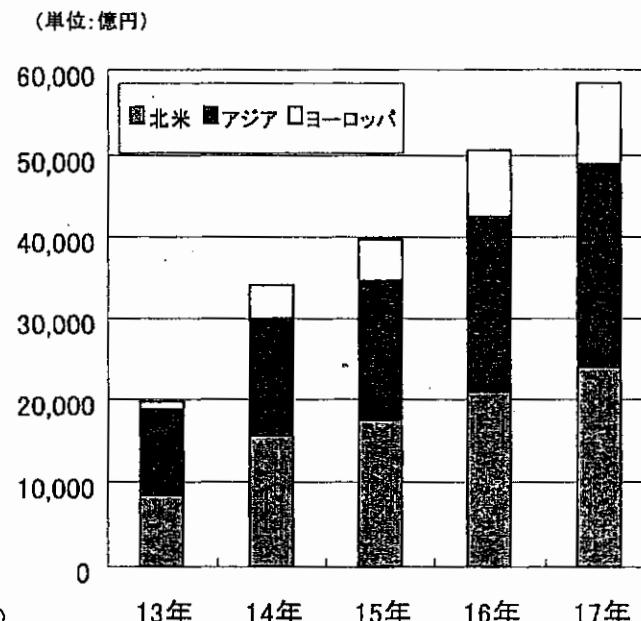
我が国企業の国外所得の現状

- 我が国企業の海外生産比率は約3割強に上昇。これに伴い、海外利益が増加傾向
- 他方、我が国企業は、この海外利益の多くを国内に資金還流せずに海外に留保する傾向が見られ、近年海外での内部留保額は急増

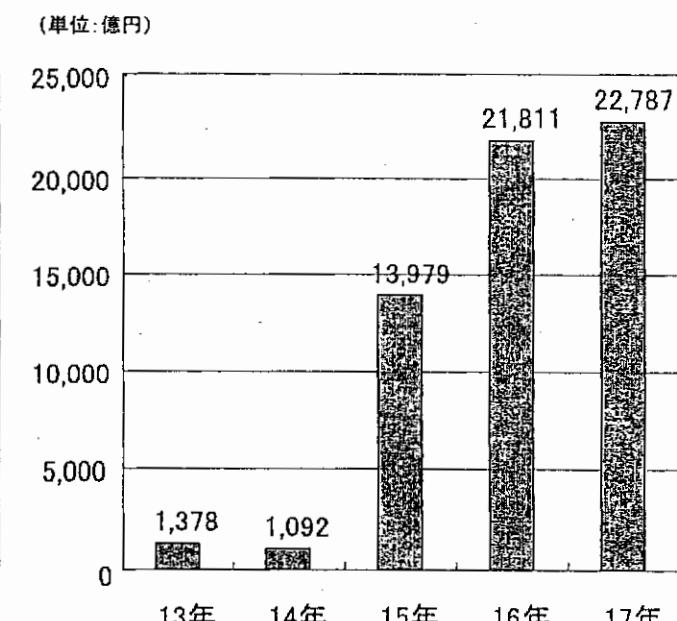
製造業の海外生産比率の推移



海外現地法人の地域別経常利益の推移

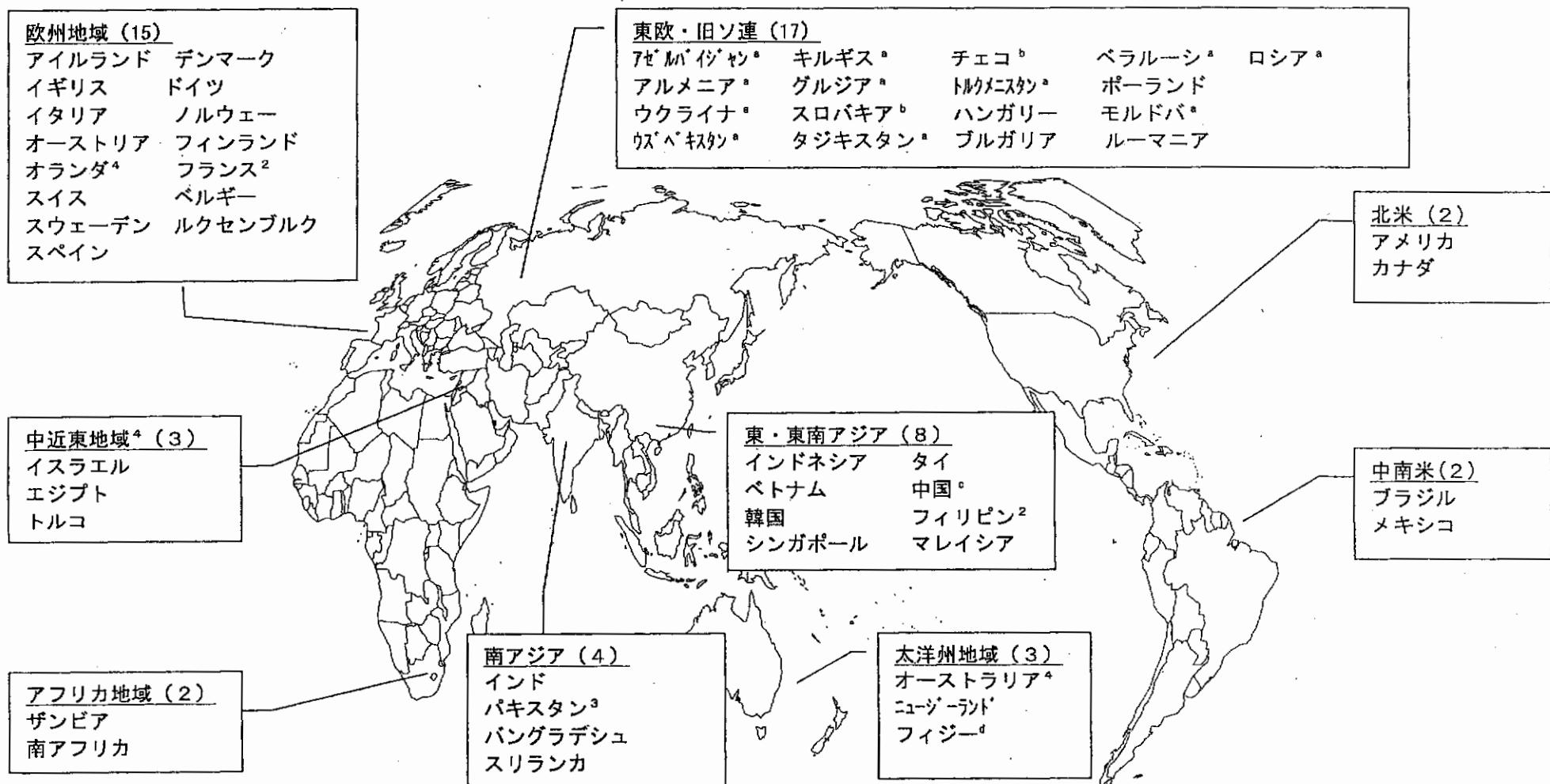


海外現地法人の内部留保額の推移(全産業)



我が国の租税条約ネットワーク

(45条約、56カ国適用／平成19年10月現在)



- (注) 1. a 旧ソ連との条約が承継されている。 b 旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されている。
 c 香港、マカオには適用されない。 d フィジーにはイギリスとの原条約が承継されている。
2. 昨年12月署名された日比租税条約、今年1月署名された日仏租税条約は、本年6月に国会において承認（未発効）。
3. パキスタンとの新租税条約締結交渉が本年6月に、オーストラリアとの新租税条約締結交渉が本年8月に基本合意に達した。
4. 現在、オランダ、クウェート及びUAEと条約交渉中。